

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	補助金関係書類 老朽木造住宅除却助成	
実施機関の名称	守口市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部都市・交通計画課	
個人情報ファイルの利用目的	老朽木造住宅除却助成に係る助成金申請の事務処理	
記録項目	1 申請者及び受任者の氏名、2 申請者及び受任者の電話番号、3 事業地の地番、4 申請物件の家屋番号、5 事業地の住居表示、6 申請物件の家屋種別、7 申請物件の建築年月日、8 事業地区、9 事前協議年月日、10文書番号、11交付申請年月日、12 除却戸数、13移転戸数、14事業地の敷地面積（㎡）、15申請物件の延床面積（㎡）、16事業費、17助成対象額、18交付申請額（除却費・移転費）19除却前現地調査日、20交付決定の起案日、21交付決定の決裁年月日、22交付決定額（除却費・移転費）、23着手届收受日、24完了届收受日、25実績報告收受日、26除却後現地調査日、27確定通知起案日、28確定通知決裁年月日、29確定通知額（除却費・移転費）、30請求日、31兼命令日、32支払日、33除却後跡地活用	
記録範囲	老朽木造住宅除却助成の申請をした者及びその受任者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 守口市総務部法制文書課 (所在地) 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		